

「府中第一小学校いじめ防止基本方針」

【いじめの未然防止・早期発見】	【いじめの早期対応・解決】
<p><いじめの未然防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・よりよい学級経営と充実感をもてる授業の実践 ・道徳教育の充実といじめに関する授業の実施 ・相談体制の整備 ・縦割り班活動を実施し、協調性を育む ・インターネット等でのいじめに対する対策（ネットモラル教育） <p><いじめの早期発見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学期に一度、いじめに関するアンケート調査の実施 ・毎月、心の健康観察の実施 ・管理職、生活指導主任、学年主任への確実な報告の実施 	<p><適切な状況把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職の指示のもと、事実の有無や状況の確認 ・いじめが確認された場合、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議 <p><児童への指導、保護者との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた児童の保護、支援 ・いじめを受けた児童の保護者への説明 ・いじめを行った児童への指導、対応 ・いじめを行った児童の保護者への説明、協力要請
<p>○いじめ対策委員会・・・本校では、いじめの報告が管理職に入った時点で、いじめ対策委員会を開催したこととする <校長、副校長、主幹、生活指導主任、スクールカウンセラー、養護教諭、当該学級担任など></p>	

【いじめ重大事態への対処】

(1) いじめ重大事態の定義

- いじめにより①児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある、
 ②児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(2) いじめ重大事態への対処

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ①市教育委員会へ報告し、連携体制を構築 | ⑤警察への相談・通報や児童相談所等との連携 |
| ②複数教員によるいじめを受けた児童の保護 | ⑥いじめ対策緊急保護者会の開催 |
| ③いじめを受けた児童の緊急避難措置を検討・実施 | ⑦市教育委員会が設置する組織との連携・協力 |
| ④いじめを行った児童への指導・対応 | |